

いちご新品種ブランド化推進委託業務仕様書

1 業務の概要

本県オリジナルのいちご新品種「愛経4号（登録出願中）」（ブランド名「愛きらり」）は、2024年度から本格的な出荷を予定している。そのため、2024年度において、「愛きらり」の魅力情報を発信し、消費者にPRし、需要を喚起する。

また、他業種等へのPRを実施し、いちごを使用した多様な需要を喚起する。

2 業務の内容

(1) 消費者へのPR

消費者への認知度向上を図り、ブランド化の確立のためのPRを実施する。

- ・「愛きらり」の消費者の認知度向上を目的としたPRイベントを実施すること。
- ・需要拡大につながる効果的なPRとなるような手法を選定し、PRすること。
- ・「愛きらり」を生産している愛知県いちご生産組合連合会のイベント情報等を収集、活用し、効果的にPRを行うこと。
- ・PR活動を通じた、消費者の認知度調査を実施すること。
- ・調査項目については、県と協議の上決定すること。
- ・果実の調達については、県と調整をすること。なお、費用については、受託事業者の負担とすること。

(2) 地域や他業種等と連携した販売力強化

他業種に対して、「愛きらり」の特性を知ってもらうよう広くPRを行うこと。

- ・「愛きらり」を使用した加工品の活用方法を示し、商品化に向けた調整を行うこと。
- ・なお、商品化に向けて「愛きらり」のブランド特性を意識したものとすること。
- ・果実の調達については、県と調整をすること。なお、費用については、受託事業者の負担とすること。

3 納入する成果物

(1) 委託業務実績報告書

(印刷物を正副2部、CD-R等により電子データを提出すること)

(2) アンケート調査結果の報告書

(印刷物を正副2部、CD-R等により電子データを提出すること)

(3) アンケート調査の集計結果 (CD-R等により電子データを提出すること)

(4) その他県が指示したもの

4 納入場所

愛知県農業水産局農政部園芸農産課

5 納入期限

令和7年3月14日(金)

6 業務完了届

受託事業者は、委託業務が完了したときは、完了報告書に事業成果等を記載し、遅滞なく県に提出すること。

7 事業実施における留意事項

- (1) 本業務は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して行うため、「デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱」等に規定する要件を遵守すること。また、受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (2) 業務内容の全般について、県と事前に連絡調整をとり、県の指示に従って行うこと。また、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、事業の進捗状況について、随時報告を行うこと。
- (3) 打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 著作権をはじめ、本業務に関する一切の権利は愛知県に帰属する。また、受託事業者は、第三者の権利を侵害していないことを保証すること。
- (5) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、仕様書及び企画提案書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。